

壬生町 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策のご案内【個人向け】

生活支援	個人が申請	著しく収入が減少した	減免	保険料(税)の減免	世帯主の収入減(30%以上)となった方 国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	壬生町総務部税務課 Tel. 0282-81-1819			
		会社都合により離職した	軽減	国保税の軽減	雇用保険受給資格者証を提示 本人の給与所得を100分の30として保険料算定				
		新型コロナウイルスに感染または疑いの病気にかかり仕事を休んだ(国民健康保険の方)	給付	傷病手当金制度	壬生町国民健康保険加入者で新型コロナウイルス感染症またはその疑いのある疾病の療養のため仕事を休み、その間の給与が支払われなかった方 平均給与日額の2/3に相当する額を給付	壬生町民生部住民課 TEL:0282-81-1836			
		公共料金が払えない	猶予	水道・下水道・農業集落排水の使用料の猶予制度	使用料のお支払が一時的に困難となっている方は、お支払いの猶予や分割納付等のご相談に応じます。 ※対象:令和2年4月以降請求分より	壬生町建設部水道課 下水道課 Tel. 0282-82-2260 81-1858			
		離職で住宅を失うおそれ	給付	住居確保給付金(家賃)	家賃実費: 単身世帯の場合上限3万2200円 を給付 生活保護制度と同程度の基準で認定 支給期間:原則3か月	壬生町民生部健康福祉課 Tel. 0282-81-1883			
		収入減で生活が苦しい	貸付	緊急小口資金貸付(特例) 【主に休業されている方】	貸付上限: 10万円 (特別な場合は 20万円) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	壬生町社会福祉協議会 Tel. 0282-82-7899			
				総合支援資金貸付(特例) 【主に失業されている方】	貸付上限:単身世帯月 15万円 、複数世帯月 20万円 3か月以内 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内				
		個人が購入	購入	住民の生活を支援(町内商店の売上アップ)	プレミアム付き商品券(20%上乘せ)発行事業	例年、壬生町商工会で実施しているプレミアム付き商品券について、R3年度は プレミアム分を増額し20% にして実施。 受付日時:7月9日(金)~7月30日(金) 販売日時:9月1日(水)~9月12日(日)	壬生町商工会 Tel. 0282-82-0475 又は 壬生町経済部商工観光課 Tel. 0282-81-1845		
				個人へ給付	子育て世帯の生活を支援	給付	子育て世帯食事サポート事業	令和3年度中に1歳から15歳になる子どもがいる世帯に対し、町内の飲食店で使用できる食事券を支給 1世帯につき 5,000円分の食事券 を支給	壬生町民生部子ども未来課 Tel. 0282-81-1887
					子育て世帯(生活困窮世帯)の生活を支援	給付	子育て世帯生活支援特別給付金	令和3年度の住民税非課税世帯(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)及び家計が急変したと認められる世帯に対し、18歳未満の児童(障がいがある場合は20歳未満)について給付金を支給 1人につき 5万円 を支給	壬生町民生部子ども未来課 Tel. 0282-81-1887
育児支援	個人へ給付	赤ちゃんが生まれた(妊娠している)	給付	新生児ウェルカム臨時応援券交付事業	感染への不安を抱えつつ出産した家族への支援 令和3年4月~8月に生まれた新生児の父母及び9月までに妊娠届を出した妊婦等(子の出産予定日が令和4年3月31日までの方)に対し地域商品券を交付 新生児または胎児1人につき 6万円分の地域商品券 を交付	壬生町民生部子ども未来課 Tel. 0282-81-1887			
		高齢者支援	個人が申請	高齢者の交通を支援	給付	高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種者タクシー助成事業	65歳以上に達する単身世帯及び高齢者のみの世帯に対して、タクシー料金助成券を交付 利用者1名につき 2,000円券 を4枚交付	壬生町民生部健康福祉課 Tel. 0282-81-1830	

※支援内容につきましては、変更になっている場合がございますのでご確認をお願いします。

◎新型コロナウイルス感染症が疑われる時

相談窓口 ▶ 受診・相談センター 24時間対応 0570-052-092

【発行】壬生町新型コロナウイルス感染症対策本部 (健康福祉課内) Tel. 0282-81-1885